

■28330213

最高裁判所第二小法廷

令和4年（才）第731号／令和4年（才）第1138号／令和4年（受）第912号

令和04年10月14日

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

（裁判長裁判官 尾島明 裁判官 三浦守 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美）

当事者目録

上告人兼申立人・附帯被上告人 X 1

上告人兼申立人・附帯被上告人 X 2

上記兩名訴訟代理人弁護士 鈴木栄智

被上告人兼相手方・附帯上告人 Y

同訴訟代理人弁護士 王子裕林

（別紙）

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件附帯上告を却下する。
- 3 本件を上告審として受理しない。

4 上告費用及び上告受理申立費用は上告人兼申立人らの、附帯上告費用は附帯上告人の各負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 附帯上告について

附帯上告が上告の理由と別個の理由に基づくものであるときは、当該上告についての上告理由書提出期間内に原裁判所に附帯上告状及び附帯上告理由書を提出してすることを要するところ、記録によれば、本件附帯上告が本件上告の理由と別個の理由に基づくものであること、本件附帯上告が本件上告に係る上告理由書の提出期間経過後にされたことは

明らかである。

3 上告受理申立てについて

本件上告受理申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。